

令 和 2 年 度

唐津市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

唐 津 市 監 査 委 員

唐 監 査 第 1 1 0 号

令 和 3 年 9 月 8 日

唐津市長 峰 達 郎 様

唐津市監査委員 竹内御木夫

唐津市監査委員 飯田隆人

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の送付について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を送付します。

# 唐津市健全化判断比率審査意見書

## 第1 準拠基準

唐津市監査基準

## 第2 審査の概要

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

### 2 審査の対象

令和2年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の期間

令和3年8月18日から9月6日まで

### 4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に従って作成されているか、計数は正確であるかを主眼として審査を行った。

### 5 審査の実施内容

審査に必要な関係諸帳簿、資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するなど詳細に実施した。

## 第3 審査の結果及び意見

### 1 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、資料等を審査した結果、関係法令に適合し、かつ計数は正確であると認められた。

健全化判断比率名	比 率	早期健全化基準
(1) 実 質 赤 字 比 率	—	11.63%
(2) 連結実質赤字比率	—	16.63%
(3) 実質公債費比率	11.9%	25.0%
(4) 将来負担比率	112.7%	350.0%

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率について

令和 2 年度において、一般会計等における歳入歳出差引額は 1,665,756千円で、継続費、繰越明許費等による翌年度に繰り越すべき財源 87,947千円を差し引いた実質収支額は 1,577,809千円の黒字となり、実質赤字額は生じない。そのため、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

実質赤字比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額	
一 般 会 計 等	一般会計	1,533,959	
	一般会計等に属する特別会計	養護老人ホーム特別会計	0
		有線テレビ事業特別会計	43,113
		介護保険特別会計(普通会計分)	737
		後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0
計		1,577,809	
標準財政規模		34,350,549	
実質赤字比率		—	

※ 実質赤字比率 (%) : 一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模 × 100

## (2) 連結実質赤字比率について

令和 2 年度において、一般会計、特別会計及び公営企業会計の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計である連結実質収支額は 10,835,240千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。そのため、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

連結実質赤字比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額	資金不足 ・剰余額
一般会計等	一般会計	1,533,959	—
	養護老人ホーム特別会計	0	—
	有線テレビ事業特別会計	43,113	—
	介護保険特別会計(普通会計分)	737	—
	後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0	—
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	272,713	—
	介護保険特別会計(普通会計分除く)	244,203	—
	後期高齢者医療特別会計(普通会計分除く)	3,489	—
	介護サービス事業特別会計	0	—
法適用企業	水道事業会計	—	2,088,889
	工業用水道事業会計	—	138,328
	下水道事業会計	—	387,376
	市民病院きたはた事業会計	—	532,186
	モーターボート競走事業会計	—	5,590,177
法非適用企業	観光施設特別会計	—	70
実質収支額等小計		2,098,214	8,737,026
連結実質収支額合計			10,835,240
標準財政規模			34,350,549
連結実質赤字比率			—

※ 連結実質赤字比率 (%) : 連結実質赤字額 / 標準財政規模 × 100

### (3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、用途が特定されている特定財源を除き、用途が特定されていない毎年度の経常的収入である地方税などの財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを合わせた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を、過去 3 か年の平均値として算出するものである。

令和 2 年度の実質公債費比率は 11.9%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

また、ここ数年においては、地方債の借入に当たって県の許可が必要とされる 18.0%を下回っている。

実質公債費比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方債元利償還額 ①	8,016,275	7,801,093	7,998,376
公債費に準ずると認められる額 ②	2,744,852	2,388,823	2,495,302
特定財源 ③	317,414	316,496	302,147
基準財政需要額算入額 ④	6,973,900	6,807,157	6,927,380
標準財政規模 ⑤	34,315,145	33,800,958	34,350,549
単年度実質公債費比率	12.69076	11.35914	11.90289
実質公債費比率 (3か年平均)	11.9		

※ 単年度実質公債費比率 (%) :  $(①+②-③-④) / (⑤-④) \times 100$

#### (4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高、公営企業債等償還財源繰入見込額、退職手当負担見込額等から、基金などの地方債償還等に充てることのできる財源等を差し引いた実質的な将来負担額の財政規模に対する割合である。

令和 2 年度の決算に基づく将来負担比率は 112.7%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、前年度の 115.8%に比べ 3.1ポイント低下している。将来負担比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	金 額 等
将来負担額 ①	126,933,236
一般会計等地方債現在高	84,538,836
債務負担行為に基づく支出予定額	1,244,401
公営企業債等償還財源繰入見込額	31,276,627
退職手当負担見込額	8,844,611
設立法人の負債額等負担見込額	1,028,761
連結実質赤字額	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0
充当可能基金額 ②	14,708,758
充当可能特定財源額 ③	2,938,642
地方債等現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ④	78,375,963
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑤	6,927,380
標準財政規模 ⑥	34,350,549
将来負担比率	112.7

※ 将来負担比率 (%) :  $(① - (② + ③ + ④)) / (⑥ - ⑤) \times 100$

### 3 是正改善を要する事項

健全化判断比率においては、早期健全化基準未満となっており、実質赤字も生じていないことから特に指摘すべき事項はない。

今後も、財政の健全化に努められたい。

# 唐津市資金不足比率審査意見書

## 第1 準拠基準

唐津市監査基準

## 第2 審査の概要

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

### 2 審査の対象

令和2年度公営企業の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の期間

令和3年8月18日から9月6日まで

### 4 審査の着眼点

公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に従って作成されているか、計数は正確であるかを主眼として審査を行った。

### 5 審査の実施内容

審査に必要な関係諸帳簿、資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するなど詳細に実施した。

## 第3 審査の結果及び意見

### 1 総合意見

審査に付された次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、資料等を審査した結果、関係法令に適合し、かつ計数は正確であると認められた。



会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
観 光 施 設 特 別 会 計	—	20.0%
水 道 事 業 会 計	—	20.0%
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	20.0%
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0%
市民病院きたはた事業会計	—	20.0%
モーターボート競走事業会計	—	20.0%

## 2 個別意見

資金不足比率とは、公営企業会計等の資金不足額が事業の規模に占める割合を示すものである。

令和2年度の資金不足比率について、対象とするいずれの会計も資金不足額は生じていない。そのため、資金不足比率は算定されないことを確認した。

資金不足比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		資金剰余額	事業の規模
法非適用企業	観光施設特別会計	70	0
法適用企業	水道事業会計	2,088,889	2,652,874
	工業用水道事業会計	138,328	39,662
	下水道事業会計	387,376	1,970,467
	市民病院きたはた事業会計	532,186	491,305
	モーターボート競走事業会計	5,590,177	71,026,294

※ 資金不足比率 (%) : 資金不足額 / 事業の規模 × 100

※ 事業の規模 (千円) : 営業収益の額 - 受託工事収益の額

## 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。